

相続関係手続における戸籍の入手方法Q & A

仙台家庭裁判所

Q 1 相続関係の手続で戸籍謄本等が必要なのは、どうしてですか。

A 1 遺産分割の調停や審判手続、遺言書の検認手続、相続放棄の申述手続等では、相続人と被相続人との関係を客観的な資料から明らかにする必要があるため、戸籍謄本等の提出をお願いしています。

相続人については、現在の戸籍謄本が必要であり、被相続人については、出生時から死亡時までの連続した戸籍（戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等）のすべてが必要です。

Q 2 戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本とは、どのようなものでしょうか。

A 2 戸籍謄本とは、戸籍内の全員の内容を複写した書面のことです。電算化された横書きの戸籍が導入されている自治体では、戸籍全部事項証明書といます。

なお、戸籍抄本は、戸籍内の一部の記載内容を証明するものですが、家庭裁判所の手続では使えません。間違って請求しないよう御注意ください。

除籍謄本とは、戸籍内の全員がその戸籍から抜けた状態の戸籍をいいます。電算化済みの自治体では、除籍全部事項証明書といます。

改製原戸籍謄本とは、戸籍制度の改正により戸籍のスタイルが変更された際の手換え前の戸籍謄本をいいます。明治時代の初めに全国統一の戸籍が作られてから現在までに何度か戸籍制度が改正されていますが、そのたびに手換え前の戸籍は、すぐに破棄されず改製原戸籍と呼ばれて保管されてきました。

戸籍が改製されると、手換え前の戸籍に書かれていた記載の一部が省略されますし、最新の戸籍には盛られていない情報が除籍謄本から見つかる場合もありますので、相続関係の手続では、ほとんどの場合、改製原戸籍謄本や除籍謄本を入手する必要があることを御理解ください。

Q 3 戸籍の形式には、どのようなものがあるでしょうか。

A 3 平成6年の戸籍制度改正により電算化（コンピュータ化）され、令和2年9月28日に全国の市町村において戸籍のコンピュータ化が完了しています。表1は、よく見かける戸籍を便宜的に平成6年式戸籍、昭和23年式戸籍と呼んで、一覧で示したものです。以下のQ & Aをよく理解していただくために、表1の戸籍の見本のうち戸籍

事項欄と身分事項欄の位置を確認しておいてください。ここでは割愛しますが、ほかに大正4年式戸籍、明治31年式戸籍と呼ばれる戸籍の形式などがあります。

(表1)

| 平成6年式戸籍 | 昭和23年式戸籍 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------------------------|--------------|---------|---|-------|------------------------|---------------------------|---|--------------|--------------|------------------------|------------|------|-----|----------|
| 平成6年の法務省令第51号で導入された、電算（コンピュータ）処理された横書きの戸籍。多くの自治体で導入が進んでおり、まずはこの戸籍が収集の手がかりになります。 | 昭和23年施行の戸籍法に基づき、昭和32年の法務省令第27号により昭和33年4月から昭和41年3月にかけて導入された規格。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">全部事項証明</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">本籍氏名</td> <td>〇〇〇〇〇〇 甲野太郎</td> </tr> <tr> <td>戸籍事項 戸籍改製</td> <td>年 戸籍事項欄</td> </tr> <tr> <td>戸籍に記載されている者 <input checked="" type="checkbox"/> 除籍</td> <td>【名】太郎</td> </tr> <tr> <td>身分事項 出生 婚姻 死亡</td> <td>年 月 日 年 身分事項欄 年 月 日</td> </tr> </table> | 本籍氏名 | 〇〇〇〇〇〇 甲野太郎 | 戸籍事項 戸籍改製 | 年 戸籍事項欄 | 戸籍に記載されている者 <input checked="" type="checkbox"/> 除籍 | 【名】太郎 | 身分事項 出生 婚姻 死亡 | 年 月 日 年 身分事項欄 年 月 日 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">身分事項欄</td> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">戸籍事項欄</td> <td style="text-align: center;">籍本 〇 〇 〇 〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">名氏 甲野太郎</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">生年月日</td> <td style="width: 25%;">太 郎</td> <td style="width: 5%;">母父 続柄</td> </tr> </table> | 身分事項欄 | 戸籍事項欄 | 籍本 〇 〇 〇 〇 | 名氏 甲野太郎 | 生年月日 | 太 郎 | 母父 続柄 |
| 本籍氏名 | 〇〇〇〇〇〇 甲野太郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戸籍事項 戸籍改製 | 年 戸籍事項欄 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戸籍に記載されている者 <input checked="" type="checkbox"/> 除籍 | 【名】太郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身分事項 出生 婚姻 死亡 | 年 月 日 年 身分事項欄 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 身分事項欄 | 戸籍事項欄 | 籍本 〇 〇 〇 〇 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 名氏 甲野太郎 | | | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | 太 郎 | 母父 続柄 | | | | | | | | | | | | | | |

Q4 戸籍謄本等は、実際にどのようにして入手するのですか。

A4 戸籍謄本等は、一番新しい戸籍（被相続人の死亡事実が記載されている戸籍）からより古い戸籍へと順番に入手するのが通例です。①本籍地の市町村役場の窓口で直接入手できますし、②郵便での申請も可能です。申請書類や手数料は各自治体で異なりますので、事前に本籍地の市町村役場に電話で照会するか、ホームページを参照して、申請の仕方を確認しておくといでしょう。戸籍謄本等の申請書の様式は各自治体で異なりますが、内容はほぼ共通です。各自治体のホームページから請求書の書式をダウンロードできる場合もありますので、それを印刷して使うのもよいでしょう。

なお、令和6年3月1日以降、戸籍謄本等に関する「広域交付制度」の導入により、戸籍に記載がある本人又はその配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）及び直系卑属（子、孫等）の戸籍謄本等※については、最寄りの市町村役場の窓口で取得の手続きができるようになります。その詳細については、市町村役場の窓口でご確認ください。

※父母の戸籍から除籍した後の兄弟姉妹の戸籍謄本等は対象とはなりません。

- ① 本籍地の市町村役場の窓口で直接申請する場合には、相続手続のために使うことを伝え、その役場にある被相続人記載の戸籍謄本等すべてが入手できるよう依頼すると手間が省けます。
- ② 郵便で申請する場合には、申請書、定額小為替、返信切手を貼った返信用封筒、身分証明書のコピーを同封するのが一般的です。ただ、申請先の役場に必要な戸籍が何通保存されているかは実際に調べないと分かりませんし、納付する定額小為替の額も変わってきますので、一度の申請で必要な戸籍謄本等をすべて入手できるとは限らず、何度か郵便でやりとりすることも考えられます。手続を急がれる方は、注意が必要です。

Q5 入手した戸籍が連続しているかどうかを確認するポイントがありますか。

A5 被相続人の出生時から死亡時までの戸籍が連続しているかどうかの確認方法は、新しい戸籍の作成日と一つ前の戸籍の最終有効日が一致していることに注目することです。以下、平成6年式及び昭和23年式戸籍を例に、戸籍が連続しているかどうかの確認方法を説明します。

戸籍がいつ作られたかは戸籍事項欄を見ると分かります。新しく戸籍が作られるきっかけには、

- ア 法律によって戸籍のスタイルが変更された場合（戸籍には改製と記載）
- イ 婚姻や離婚、養子縁組等の身分変動があった場合（戸籍には編製と記載）
- ウ ほかの市町村から本籍を移した場合（戸籍には転籍と記載）

などがあります。戸籍は、一生のうちに何度か改製や編製等を経て、作り替えられています。

- ① 戸籍事項欄に改製という表記がある場合（上記ア）、改製日に注目します。一つ前の戸籍を請求すると改製原戸籍（改製日直前まで有効であった戸籍）と書かれた戸籍が入手できます。ここには、いつ改製で消除されたか、つまりこの戸籍がいつまで有効であったかの情報が盛り込まれています。通常は、改製日と消除日は一致しています。日付が一致していれば、戸籍が連続していることを確認できたこととなります（昭和23年式戸籍の戸籍事項欄には、「改製による編製」という表記が見られることもありますが、この場合は「改製」の記載に注目してください。）。
- ② 戸籍事項欄に編製あるいは転籍という表記がある場合には（上記イ、ウ）、編製日や転籍日を確認します。一つ前の戸籍では、被相続人の身分事項欄を見ましょう。欄の最後に「新戸籍編製による除籍」という記載があれば、除籍された日を確認します。一方、一つ前の戸籍が除籍謄本の場合には、戸籍事項欄を見ると

除籍日を探せるはずですが、新戸籍の編製日と一つ前の戸籍の除籍日とが一致すれば、戸籍は連続していると言えます。

なお、昭和23年式より旧式の戸籍では、戸籍事項欄と身分事項欄が分かれておらず、戸籍事項欄が戸主の身分事項欄にまとめて記載されていますので、注意が必要です。

このように戸籍のつながりに留意して、より古い戸籍へとたどっていきます。最終的に、被相続人の出生日より以前に戸籍が作られたことが日付で確認できれば、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍はそろったことになります。

Q6 Q5で解説した戸籍のたどり方を具体例で説明してください。

A6 Q5では、被相続人の出生時から死亡時までの連続した戸籍謄本等すべてを収集する場合、以下のア～エのプロセスをたどることを説明しました。

ア 被相続人の死亡事実が記載されている戸籍謄本を見る。

イ アの戸籍事項欄を見て、この戸籍がいつ作られたか日付（編製日又は改製日）を確認する。

ウ 一つ前の戸籍を取り寄せ、消除日又は除籍日とイの日付とを照合する。

エ さらに、一つ前の戸籍を取り寄せ、イ、ウで述べた照合作業を繰り返しながら、被相続人が出生した時点で有効であった戸籍まで収集する。

ここでは、ア～エのプロセスを以下の具体例で説明します。

(図1)

| | |
|-------------|-------------|
| 除籍 | 全部事項証明 |
| 本籍 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 氏名 | 甲野太郎 |
| 戸籍事項 | |
| 戸籍改製 | 平成11年1月17日 |
| 戸籍消除 | 平成30年3月4日 |
| 戸籍に記録されている者 | |
| 除籍 | 【名】太郎 |
| 身分事項 | |
| 出生 | 昭和24年6月1日 |
| 婚姻 | 昭和46年7月20日 |
| 死亡 | 平成30年3月4日 |

- ①甲野太郎さんの死亡事実記載の戸籍(図1)を入手する。
- ②図1の戸籍事項欄を見て、戸籍の作成日を確認する。
→平成11年1月17日に改製されている。
- ③改製前の戸籍(改製原戸籍, 図2)を入手する。
- ④2つの戸籍を見比べ、改製日と消除日が同じかを確認する。
→改製日も消除日も平成11年1月17日なので、図1と図2の戸籍は連続していることが確認できた。

- ⑤図2の戸籍事項欄を見て、戸籍の作成日を確認する。
→昭和46年7月20日に戸籍が編製されている。
- ⑥編製前の戸籍(ここでは除籍謄本, 図3)を入手し、太郎さんの身分事項欄を見る。
- ⑦2つの戸籍を見比べ編製日と除籍日が同じかを確認する。
→編製日も除籍日も昭和46年7月20日で同じである。

| | | | |
|--------------|-------------|------------------|-------------------|
| 昭和46年7月20日婚姻 | 昭和24年6月1日出生 | 籍本 | 改製原戸籍 |
| | | ○ ○ ○ ○ | 改製により平成11年1月17日消除 |
| | | 名氏 | |
| | | 甲野太郎 | |
| 昭和24年6月1日 | 母 父 | 太 郎 | |
| | 続 柄 | | |

(図2)

| | | | |
|---------------------------|--------------|-------------|-------------------|
| 昭和24年6月1日出生 | 昭和23年9月13日編製 | 籍本 | 除籍 |
| 昭和46年7月20日婚姻により新戸籍編製につき除籍 | | ○ ○ ○ | 改製により平成11年1月17日消除 |
| | | 名氏 | |
| 昭和24年6月1日 | 母 父 | 甲野太郎 | |
| | 続 柄 | | |

(図3)

- ⑧図3の戸籍事項欄を見て、戸籍の作成日を確認する。
→昭和23年9月13日に戸籍が編製されている。
 - ⑨太郎さんは昭和24年6月1日生まれで、昭和23年9月13日の戸籍編製後に生まれているので、これより前の戸籍をたどっても、太郎さんの名前が出てこない。以上、太郎さんの出生から死亡までの戸籍はそろった。
- ※この例は戸籍の連続性を説明するために分かりやすく図示したもので、実際には更に改製、編製を経ており、請求すべき戸籍の通数は当然に増えますので、御注意ください。

Q 7 相続人が多数いる場合の戸籍収集で留意すべきことはありますか。

A 7 これまでのQ&Aでは、被相続人の出生時から死亡時までの戸籍のたどり方を中心に説明しました。

では、被相続人に子がおらず、父母、祖父母も既に亡くなっていて、兄弟姉妹やおい・めいが生存しているなど、相続人の人数が多くなりそうな場合の戸籍収集の留意点にも触れておきます。

① 相続人が多くいると予想される場合には、戸籍収集の範囲も広がる可能性が高くなり、より旧式の戸籍をたどって相続人の範囲を確定する作業が出てくると考えられます。その過程で判読が難しい記載も見られるかもしれませんが、基本的に戸籍のつながりは、改製・編製や消除・除籍の日付に注目することで確認できますので、ほかの記載に惑わされないようにしましょう。ただし、昭和23年式以前の戸籍では、年月日の表記に独特の漢数字が使われていることもあります。下の表2を参照してください。

② 入手した戸籍を点検する中で、被相続人の身分事項欄に養子縁組や認知の記載が見られることがあったり、ある戸籍では続柄の途中が抜けていたりする場合があります（例えば、長男と三男の記載はあるのに、二男の記載がないなど）。養子縁組や認知によってさらに戸籍が作られていないか、続柄が抜けているのであれば、いつの段階で除籍されたかなどを調べ、相続人の範囲が確定できるまで、戸籍を集めてください。

以上のポイントを押さえておけば、相続関係手続のための戸籍収集は、基本的に御自身で対応できます。なお、以下の見本のとおり、被相続人を中心とする「相続人関係図」(図4)を作成すると、収集の効率が上がり、その後の裁判所の手続等でも関係図を活用できますので、作成をお勧めします。

(表2)

| | |
|---------------------|---------|
| 戸籍に見られる漢数字の表記例 | |
| ※ 下線の文字はよく見られる表記です。 | |
| 壺、 <u>壹</u> | (いち) |
| 朔 | (ついたち) |
| 弐、 <u>貳</u> | (に) |
| <u>参</u> 、参 | (さん) |
| 拾 | (じゅう) |
| 廿 | (にじゅう) |
| 卅、卅 | (さんじゅう) |

(図4)

